


株式の分割に関する取締役会決議公告

株主各位

平成17年2月2日

岡山県岡山市平田170番地の108

 株式会社KG情報

代表取締役社長 益田 武美

平成17年2月1日開催の当社取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

- 平成17年8月10日(水曜日)付をもって、次のとおり普通株式1株を1.2株に分割する。
 - 分割により増加する株式数 普通株式とし、平成17年6月20日最終の発行済株式総数に0.2を乗じた株式数とする。ただし、計算の結果、1株未満の端数株式が生じた場合は、これを切り捨てる。
 - 分割の方法 平成17年6月20日(月曜日)最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき1.2株の割合をもって分割する。ただし、分割の結果生ずる1株未満の端数株式は、これを一括売却または買受けし、その処分代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて分配する。
- 配当起算日 平成17年6月21日(火曜日)
- その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以上

お知らせならびにご注意

- 株主名簿に記載または記録された株主各位には、株式の分割により増加した株式数に相当する株券を追加発行いたします。ただし、1単元(1,000株)未満の株式数は株主名簿に登録し、株券は発行されません。
 - 実質株主名簿に記載または記録された株主各位には、平成17年8月10日付にて、株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿および預託の証券会社等の顧客口座簿に記載または記録されることになります。
 - 株式の分割後の株券およびご所有株式に関するご案内は、平成17年8月10日にお届出ご住所にお送り申し上げます予定でございます。
 - 株式の分割後の単元未満株式の買取りは、平成17年8月10日からお取り扱いいたします。
 - 名義書換未済の株券をお持ちの方は、すみやかに名義書換または証券会社等で株券保管振替制度ご利用の手続きをお済ませください。なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続きをお済ませください。
 - 名義書換代理人 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
事務取扱場所 住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先) 〒183-8701 東京都府中市日鋼町1番10
(電話照会先) 住友信託銀行株式会社 証券代行部
(住所変更等用紙のご請求) ☎0120-175-417
(その他のご照会) ☎0120-176-417
- 同 取 次 所 住友信託銀行株式会社 全国各支店